

## 令和2年第2回睦沢町議会臨時会会議録

令和2年5月14日（木）午前9時開会

### 出席議員（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 島 貫 孝   | 2番  | 小 川 清 隆 |
| 3番  | 酒 井 康 雄 | 4番  | 丸 山 克 雄 |
| 5番  | 久 我 眞 澄 | 6番  | 伊 原 邦 雄 |
| 7番  | 久 我 政 史 | 8番  | 田 邊 明 佳 |
| 9番  | 田 中 憲 一 | 10番 | 中 村 義 徳 |
| 11番 | 中 村 勇   | 12番 | 市 原 重 光 |
| 13番 | 麻 生 安 夫 | 14番 | 今 関 澄 男 |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

|                          |         |                        |         |
|--------------------------|---------|------------------------|---------|
| 町 長                      | 市 原 武   | 副 町 長                  | 宮 崎 登身雄 |
| 総 務 課 長                  | 中 村 幸 夫 | 税 務 住 民 課 長            | 田 邊 浩 一 |
| 福 祉 課 長                  | 小 高 俊 一 | 健 康 保 険 課 長            | 白 井 住三子 |
| 健 康 保 険 課 主 幹            | 吉 野 栄 子 | 産 業 振 興 課 長            | 宮 崎 則 彰 |
| 総 務 課 副 課 長 兼<br>財 政 班 長 | 秋 葉 秀 俊 | 総 務 課 主 査 兼<br>総 務 班 長 | 池 澤 竜 二 |
| 教 育 課 長                  | 今 井 富 雄 | 教 育 課 長                | 中 村 年 孝 |
| 教 育 課 主 幹<br>(指 導 主 事)   | 岡 本 哲 夫 |                        |         |

---

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 手 塚 和 夫 | 書 記 | 麻 生 健 介 |
|---------|---------|-----|---------|

**議 事 日 程 (第 1 号)**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
について
- 日程第 5 承認第 3 号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処  
分の承認について
- 日程第 6 承認第 4 号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 議案第 1 号 令和 2 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 1 号)

(町長の提案理由説明・質疑・討論・採決)

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（今関澄男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回睦沢町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（今関澄男君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、別紙のとおり出席者の報告がありました。

お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、児童の傍聴について、傍聴規則第7条によって、傍聴席に入ることが出来ないことになっておりますが、本日、要請がございましたので、議長として了承いたしましたので、ご報告申し上げます。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（今関澄男君） 次に、本日の臨時会に係る議会運営委員会が本日8時30分から開会されました。

内容につきまして、田邊明佳委員長から報告があります。

田邊委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） それでは、議会運営委員会からご報告申し上げます。

本日午前8時30分から議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日招集されました令和2年第2回睦沢町議会臨時会に係る日程等についての協議であります。

協議の内容について、お手元に配付の日程によりご説明申し上げます。

提出議案などについては、専決処分の承認4件と議案1件であります。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

また、議員から申出のありました会議中の水分補給につきましてですが、議会運営委員会で協議した結果、本日は従前どおりといたします。ですが、睦沢町議会会議規則に水分補給

に関する条項がないことから、6月定例会までに議会として方向性を定めて参りたいと考えております。

それでは、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

---

### ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（今関澄男君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君） 本日は、令和2年第2回睦沢町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和2年度早々の臨時会ではございますが、新型コロナウイルス関連の給付金に係る補正予算をお願いするもので、ご理解を賜りたいと思います。

季節は新緑や若葉が輝き始め、そして、夏の兆しの暑さも感じられる今日この頃でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4月の月例経済報告では、景気は急速に悪化し極めて厳しい状況にある、としております。また、学校休校の長期化により、学力の低下が懸念をされているところでございます。

政府は、本日14日に緊急事態宣言の解除の可否を決定するとしておりますが、千葉県はそこには入っていないようでございますが、早期の終息を願うばかりでございます。

さて、今回の議案でございますが、睦沢町税条例の一部を改正する条例、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例のそれぞれ専決処分の承認と、睦沢町一般会計補正予算（第1号）であります。慎重審議の上、原案どおりご承認いただきたくお願いを申し上げます。

次に、行政報告をいたします。

先日の議会全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、現在もなお緊急事態宣言の発令中であり、役場の執務は、職員はマスク着用で分散勤務の体制を取っております。窓口では飛散防止策としてビニールカーテンを設置しており、期間は5月末までを予定しておりますので、来庁者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りたいと思います。

また、マスクの寄附がありましたので、ご報告いたします。

町の商工会様から、こども園及び小・中学校へ配付していただきたいとのことで、約3,500枚の寄附がございました。また、町内の松寄組様から1万枚の寄附をいただき、こちらは、医療機関、社会福祉施設及び妊婦の方々へ配付させていただきました。

この後、学校関係について、教育長から報告があります。

以上、行政報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦勞さまでした。

---

### ◎教育長行政報告

○議長（今関澄男君） それでは、今井教育長。

今井教育長、よろしくお願い致します。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日頃より、町教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

先程、ただいま町長からの報告もございましたが、私からも、町商工会様、松寄組様から、子供たちと教職員へマスクの寄附をいただきましたこと、この場をお借りし、心からお礼を申し上げます。商工会様からのマスクについては、11日から開始いたしました家庭訪問のときに各家庭へ届け、こども園へは、通常の運営が開始されましたら配付をさせていただきたいと考えております。松寄組様からのマスクは、学校、こども園の再開後に、配付させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

教育委員会では、この4月から、園小中一貫教育校と中学校のコミュニティ・スクールをスタートさせる準備を進めて参りましたが、今般の新型コロナウイルスの感染予防・防止対策により、学校の臨時休業が継続をされ学習活動が開始出来ない状況にございます。このあたりは、学校が安全に再開されましたならば、皆様へご報告させていただきたいと思っております。

私からは、臨時休業中での小・中学校、また、こども園の運営について報告をさせていただきます。

まず、小・中学校の状況でございますが、2月28日に文部科学省から臨時休業の要請を受け、本町では、3月の議会定例会でも、学校の対応等についてご報告させていただきましたが、3月3日から臨時休業とし、学年初め休業日の4月4日まで学校を休業いたしました。

4月3日には、各学校長、園長と、4月6日の学校再開に向けた協議を行ったところでご

ございますが、4月5日に千葉県立学校が臨時休業を延長する情報があり、市町村立学校に臨時休業の要請が求められていたものではありませんが、この情報を受け、直ちに各学校長、園長と対応を協議し、3月初旬より状況が悪化していることと、近隣市町村へも感染が拡大していたことから、本町では、4月30日まで臨時休業といたしました。

そして、4月7日の緊急事態宣言の発出とその後のさらなる延長の要請により、5月31日まで、臨時休業としております。

その間、こども園については、厚生労働省等の要請もあり、休園は考えず、通常の運営を継続しておりましたが、4月7日付緊急事態宣言後の保育所等の対応についての通知により、規模の縮小による運営に切り替えるため、保護者の皆様へは、在宅での保育の協力要請をいたしました。現在は160名の在園者のうち、100名ほどが自宅での保育にご協力をいただいております。

次に、この休業期間中の児童・生徒の家庭学習や健康面の把握について申し上げます。

家庭学習についてですが、小・中学校ともに、直ちに出来る課題として、ワークや全学年の復習を中心に各家庭へ配付をいたしました。現在臨時休業が長期化し、本来学校で学ぶべき内容を児童・生徒が自宅で学習せざるを得ない状況が続いておりますので、提供している課題は、文部科学省からの指導もあり、新学年、現在の学年でございますが、教科書に沿う課題を作成し配付・回収して、家庭学習の進捗状況を確認しております。

遅れている授業時数の確保に向けては、年間のカリキュラムの再編成や夏休みの短縮、今後の行事等を調整し、時数を確保する考えでございます。

健康面の把握としては、小学校では、各担任から、4月中で2回程度、電話で児童や保護者と話し、家庭での生活の様子を伺いました。中学校では、家庭訪問により、課題の配付時に、生活の様子を伺いました。子供たちは学校に行けないことへの不安、保護者からは感染への不安の声もございます。5月に入ってから、小・中学校ともに、11日から家庭訪問を開始し、課題の提供と併せ、保護者の承諾があれば、三つの密や感染予防策を講じた上で、担任が子供たちと対話をしながら、健康面の把握を行いました。こども園でも、電話で子供たちの様子を伺っております。

また、小学校は20日から22日、中学校は20日に分散登校を実施いたします。分散登校の方法については、小学校と中学校で違いはありますが、感染予防対策には十分に配慮し、実施いたしたいと思っております。

教育委員会としても、この休業に係る情報や、文部科学省、また千葉県教育委員会からの

指導等々が日々変わっていく中でありますけれども、週に1回程度は、これからも各校長、園長との情報交換を行いながら、対策をとって参りたいと思います。

現在は、6月1日の学校再開に向け準備を進めております。学校が再開されましたならば、子供たちの様子をしっかりと把握しながら、学びを進めて参りたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（今関澄男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。5番、久我真澄議員、6番、伊原邦雄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（今関澄男君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第3、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

主な改正は、個人の町民税の非課税の要件の追加、固定資産税の納税義務者等の改正等です。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして承認第1号の主な改正内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うものです。今回の条例改正は3条立てとなっております。

では、審議資料の1ページをお開き願いたいと思います。

1ページの主な改正内容に沿ってご説明申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

1条による改正中の第24条、「寡夫」を「ひとり親」に改正し、非課税の対象に加える改正でございます。

施行は、令和3年1月1日から施行となります。

婚姻の有無や性別にかかわらず、前年度の合計所得が125万円以下のひとり親を非課税の対象に追加しました。

続きまして、34条の2、所得控除の改正でございますが、ひとり親の改正でございます。ひとり親について、婚姻の有無や性別にかかわらず生計を一つにする子を有する所得500万円未満のひとり親に所得税控除を適用する規定を改正しました。



続きまして、固定資産税関係でございますが、7ページをお開き願いたいと思います。

54条の第5項の改正で、所有者、相続人について調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない固定資産について、使用者を所有者とみなし、固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課税出来る改正をいたしました。

続きまして、11ページをお開き願いたいと思います。

第74条の3の改正で、相続人は、現有所有者と知った日の翌日から3か月以内に、町に申告書を提出する規定が追加されました。今までは死亡後手続において、相続財産管理人の届けを提出いただいておりますが、今回の改正で、申告が義務化となりました。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。

たばこ税関係でございますけれども、葉巻たばこについて改正が行われました。葉巻たばこについては、重さによる課税を行ってございましたが、1本1グラム未満の軽量の葉巻たばこ、俗にリトルシガーと呼ばれているものでございますが、それについて、1本を1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本にみなす改正が行われました。経過措置といたしまして、令和2年10月から0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本とみなし、44ページをお開き願いたいと思います。令和3年10月1日から1グラム未満を葉巻たばこ1本とみなす2段階による改正が行われました。

その他は関連法令の改正に伴う条項の整備及び改元による元号の改正等でございます。

以上で、承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の主な改正内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第4、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

本改正は、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得の基準額を見直すものです。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

税務住民課長。

○税務住民課長(田邊浩一君) では、命によりまして承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例の一部の改正について、主な内容についてご説明申し上げます。

審議資料63ページをお開き願いたいと思います。

63ページの主な内容及び65ページからの新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

65ページをお開き願いたいと思います。

第2条第2項です。国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるもので、医療分の基礎賦課額を61万円から63万円、及び第4項で、介護保険給付金の基礎賦課限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

次に、21条でございますが、先程2条2項で高所得者の賦課限度額の引上げをご説明いたしました。併せて、世帯の総所得が一定水準以下の場合の保険税の軽減判定所得基準の改正を行いました。

第1項第2号は、5割軽減の要件を規定しております。合計所得額33万円に、被保険者1人28万円を加算した額、この基準額28万円を28万5,000円に改正するものです。

続きまして、67ページをお開き願いたいと思います。

第1項第3号は、2割軽減の要件を規定したものです。合計所得金額33万円に被保険者1人51万円を加算した額、この基準額51万円を52万円に改正するものです。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 陸沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第5、承認第3号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第3号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

本改正は、参照する法律の一部改正に伴い名称及び条項を改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 睦沢町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今関澄男君） 日程第6、承認第4号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

（麻生書記朗読）

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 承認第4号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、睦沢町税条例等の一部を改正する条例の制定について緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、4月30日に専決処分させていただきましたので、これを報告しご承認をいただくものです。

主な改正は、固定資産税の特例措置の拡充・延長、軽自動車税の環境性能割軽減の延長等の改正です。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

田邊税務住民課長。

○税務住民課長（田邊浩一君） では、命によりまして承認第4号の主な改正内容についてご

説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

審議資料の73ページをお開き願いたいと思います。

主な内容に沿ってご説明申し上げます。

まず75ページをお開き願いたいと思います。

改正中、附則第10条の2第8項で、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う業者等を支援することから、令和3年3月31日までに、認定先端設備等導入計画によって取得した家屋及び構築物について、固定資産税を3年間ゼロとする改正を行いました。

続きまして、76ページをお開き願いたいと思います。

附則15条の2、軽自動車の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとする改正を行いました。

続きまして、76ページの附則第24の改正でございますが、収入が前年度同期に比べておおむね20%以上の減収をした場合において、無担保、延滞金なしで、1年間、徴収猶予が出来る特例を設けました。期間は令和2年2月から令和3年1月31日までに納期限が到達する町税について適用出来るものでございます。

次に、その他といたしまして、79ページをお開き願いたいと思います。

附則第25条の改正で、イベント等を中止した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者へのその対価を寄附したものとみなす寄附金控除の適用について改正いたしました。

続きまして、80ページ、附則第26条の改正で、住宅ローン控除の適用期限を令和15年度から令和16年度に1年間延長する改正を行いました。

その他は関係法令の改正に伴う条項の整備、改正等でございます。

以上で、承認第4号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(今関澄男君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今関澄男君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号 睦沢町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今関澄男君) 起立全員です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(今関澄男君) 日程第7、議案第1号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

麻生書記。

(麻生書記朗読)

○議長(今関澄男君) ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長(市原 武君) 議案第1号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

本補正は新型コロナウイルス感染症対応に係る経費で、補正額は7億4,617万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ43億4,717万9,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。

3款1項社会福祉費につきましては、家計への支援を行うため、住民基本台帳に記録されている町民の方全員に1人当たり10万円を支給する特別定額給付金給付事業に係る経費を計上いたしました。

3款2項児童福祉費につきましては、児童手当を受給する子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金の支給に係る経費であり、子供1人当たり1万円の国の支給に加え、同対象者へ町単独費により3万円を上乗せするものです。

6款1項商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による休業要請や自粛要請の影響を受けた町内の事業者に対し、1事業者当たり30万円を町単独費により支給する感染症拡大防止支援給付金に係る経費を計上いたしました。

歳入につきましては、各事業に係る国庫支出金を計上し、財政調整積立基金の繰入れにより、一般財源を調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今関澄男君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

田邊議員。

○8番（田邊明佳君） まず、睦沢町感染症拡大防止支援給付金なんですけれども、損失補填ではない、協力金とのことですけれども、売上げが、第2条で売上げが減少している事業者、それで、先般の説明では1万円下がっても、前年同月比1円でも下がっても30万円出すと、そういったお話ですけれども、私、思うんですけれども、損失補填ではない、協力金であるとおっしゃるならば、この第2条で、売上げが減少している事業者という文言自体おかしいのではないかと。

協力金、自粛に協力してくださる店舗、そういった解釈が出来るわけですけれども、そういったことから、休業していただいた店舗や時短営業、営業時間を短縮していただいた店舗、そういったところへの協力金というのなら分かるんですけれども、このままの給付金の交付の要綱ですと、感染防止対策及び自粛要請により影響を受けた睦沢町内事業者とするならば、影響を受けたじゃなくて、協力してくださったという、本当ならそういったような文言であると思うんですよ。この中身ですと、要綱の中身ですと、協力金というより損失補填の意味合いが強いのかなと私は感じてしまうんですけれども、どうでしょうか。

また、この町は、ほかの大きなところよりも早めに給付、10万円ですか、1人当たり、しているような感じではありますけれども、それでももっと早く国の予算が成立した時点で出すといった自治体もあったわけで、なぜ、うちの町は小回りが利くのが、特徴だと思うんで



すけれども、もっと早く給付出来なかったのかどうか。出来なかった理由は何かお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず睦沢町感染症拡大防止支援給付金交付要綱でございますが、議員おっしゃられるように、目的のところ、自粛要請によって影響を受けたという形にさせてもらっております。

そのようなことから、影響を受けないところについては、今回の対象から外すという形でさせていただきました。そういうことでご理解をいただければというふうに思っております。

また、議員おっしゃるとおり、7,000人弱ということで小規模な町村で、もっと早く出来たのではないかとご指摘でございます。確かに、一理あるのかなというふうに考えております。もう少し早く出来ればよかったのかなということでございましたけれども、いずれにいたしましても、町は、議会に対して、新たなことを始めるときは、全員協議会等で皆さんに内容を確認していただいて、ご意見をいただきながら、臨時議会を開くという形を前から取らせていただいております。

そのようなことから、5月の連休があるというようなこと、ちょうど田植え時期が重なるというようなことも勘案しながら、しかしながら、遅くなつてはいけないということで、5月11日に全員協議会を、議長さんをお願いしまして開催させていただいて、その間を見て、同日に、例えば午前中に全協をやつて、昼から臨時会ということでもよかったのかなというふうに考えておりますが、中身的に、郡内でも要請したところの支援金が、ほかの町村よりも多少割高になっているとか、子ども・子育ての関係も、郡内町村よりも少し余計に見ているとか、色々ありましたので、そこら辺のところ、日程を、少し間を空けさせて、議員の皆さんにご審議をいただく、あるいは熟慮いただく期間を設けたらいかがかなというようなことも加味いたしました。

また、これについてご意見をいただいた中で、また今後の対応について、検討させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、取りあえず今回のものについては、国の交付金、それから、すぐまだ交付金が来ないものについては、財調を使うという形にしてございますが、実は国からの地方創生臨時交付金、これについては、郡内町村を比較いたしますと、睦沢町で約1人当たり1万円近く、6,400万円が交付という形になっております、弱になりますけれども。

一方茂原あたりですと、市民1人当たり3,000円相当ということで、やはり市町村によっ

て格差がございます。

そのようなことから、睦沢町は、ある程度町民にそれだけの恩恵は受けられるのかなという形にさせていただきました。そこら辺を考慮いただきまして、ご理解いただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） ゴールデンウイークとか田植えとかおっしゃっていましたが、本当に急を要するようなことは、議員の中でも色々意見が分かれるところでありまして、こういったものであるならば、本当に困っている方もいらっしゃるのですし、私は専決処分でもよかったと思います。

また、私たちの都合は考える必要ないと思っています。田植えだとかおっしゃっていましたが、こういったときのために我々は歳費をいただいております。どんなことがあっても来るべきものだと思っております、私は。

それで、影響を受けた睦沢町町内事業者ということで、そうであるならば、町長、7番の「その他町長が必要と認める業種」、これに当たるものが相当、この補正予算で用意した額よりも多くなってしまわないかと思うんですけれども、この「その他町長が必要と認める業種」、こういったものを想定しているのか教えてください。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 一応、7号に「その他町長が必要と認める業種」ということでうたってございますが、今のところ特に考えておりません。

というのは、要請により、ということで、要請した業種が睦沢町には今のところないのかなという。ただしあった場合には、この条項を使って対処していきたいというふうに考えております。

また、専決処分については、税条例等については、その日1日しかないということがございますのでさせていただきましたが、なるべく専決処分ではなくて、議員の皆さんのご意見を聞いた中で、反映をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

また、議員多数の方が、そんなことを言わないですぐ専決で早くやれよということであれば、それはそれでまた考慮いたしますが、当面は、先程言ったような考え方で、もう少しいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 田邊議員。

○8番（田邊明佳君） 要請等あったものと、おっしゃっていますけれども、給付の対象となるこの七つ、ここを出すとすると、先般の全員協議会でもおっしゃっていた議員さんがいらっしゃいますけれども、他にも影響を受けたところはある。そういったところからすれば、なぜここだけという話になっていくと思うんです。そうなっていくと、ほかの県とかのを言えばいいと、そういったお話もありましたけれども、やっぱり不公平感が出て来るんじゃないかと、そういったところをどうしていくおつもりなのか。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、取りあえず考えたのは、まず直接的にこれによって影響を受けるところ、あるいはまた間接的に影響を受けるところと、おおむね二つに考えられるかなというふうに想定させていただきました。この直接的に関わるものについては、要請によって、大変苦慮しているというのが目に見えておりました。

ということで、商工会さんとも色々協議をさせていただきました。当初は、商工会さんにお任せしながら、給食の納入業者、あるいは飲食店に限って、商工会さんに一括交付をして、商工会さんをお願いしようかなという考えもありましたけれども、相談した結果、議員おっしゃられるように、間接的影響がいっぱいあるといった中で、商工会でそこだけというのは、ちょっと受けかねるので、町で直接やってもらったほうがいいんじゃないかというようなご意見もいただいたようでございます。

そのようなことで、今回は、国の第1次臨時交付金等の活用を考えて、こういう形をさせていただきました。また、第2次の臨時交付金も国が想定しているようでございます。そこら辺もまた、これだけに終わるかどうか、また、第2波と、新型コロナもそういうことも言われております。ということで、これだけで実は終わっていただければいいなと願っておりますけれども、その場合には議員おっしゃるように、また、第2次ということも考慮に入れなくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

皆さんもご存じのとおり、国は2次補正、あるいはまた、第2次の地方創生の臨時交付金等も、今、これから議題に上がって来るというお話がありますので、そこら辺の推移を見極めながら対処していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（今関澄男君） 他に質疑はありませんか。

市原議員。

○12番（市原重光君） 今、田邊議員さんが質疑をやった中身、町長、答弁したので関連は

ありますけれども、この先、また今、お言葉のあったように、第2次の給付が国からあるということの中で、私のお尋ねしたいことは、さっき答弁の中で、また考えていきたいということの答弁でありましたから、次もこれが続いた場合には、また第2弾で考えているということの理解でよろしいですか。それが1点。

それから、この申請書の中身です。担当課長、この間の説明の中で、約30弱というお話がありました。それで、まず、例えば4か月間の間で前年度の実績がない。その以降に開業された人は、審査をする基がないわけですよ。だから、比較するようなものがない業者が仮にいたとすると、これの辺の在り方が問題になって来るというふうに思うんです。その辺の確認を、昨年の5月以降に開業された方がいるのかどうか。その辺の確認をまずさせてください。お願いいたします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず1点目の関係についてお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃられたように、また国も第2次があるというふうに言われております。当然町も、その内容を吟味しながら、この町に影響があるというふうに認めた場合には、また議会にご相談しながら、進めて参りたいというふうに思っております。

また、2点目の問題については、担当課長のほうから答弁させます。

○町長（市原 武君） 宮崎課長。

○産業振興課長（宮崎則彰君） 命によりお答えさせていただきます。

現在、私どもが把握している30社弱の中には、5月以降の開業された業者さんはおられません。ということよろしいでしょうか。

○議長（今関澄男君） 市原議員。

○12番（市原重光君） ありがとうございます。

最初の町長の答弁の中で、私の頭の中では、第2次が来るということは、もうこれは明確になっていると思うんです。ただ、縛りがあると思うんです、使えるか使えないか。そういうところのメリ張りをちゃんとつけないと、何でもありきということの中ではちょっとおかしいのではないかというふうに思われます。だからそういうところをしっかりと把握して、使えるものであれば、これが長引くようであれば、これは町内の業者さんのためですから、それはやってもらいたいというふうに思います。

もらったから全部使っちゃえと、なかなか使える金と使えない金があると思うんですね。その辺のところ、メリ張りをつけて、お願いを申し上げたいと思います。答弁は結構です。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他にありませんか。

中村議員。

○11番（中村 勇君） 多少関連になるかと思えますけれども、お願いいたします。

ただいま対象となる業者ということが出ましたけれども、これはさておいて、町長にお伺いしたいことは、町村会の会合をやったと私は思うんですけれども、その町村会の中での出来事、どうだったのかを具体的に教えていただければありがたいなと思うのが一つ。

それから、これは町長が考えてくれたのかどうか、私、分かりませんが、今回全協でも町長からお話がありませんでした、今回のこのことにつきまして、町長を始めとする三役、その方たちが、私たちの歳費を削減して多少協力をしたいなというようなお考えが少しでもあったのかどうか。また、そういうことがあれば、あったとすればですよ、出来れば全協で言ってもらいたかったなというのが一つ。そうすれば私自身、議会全体がどうか分かりませんが、私も議員の一つですから、私も少しは協力したいなというような気持ちはあったんですけれども、今回、そんな話がなかったので、その2点、お願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず1点目の町村会ではということですが、実は町村会の会長から、一宮で、実は一宮の場合は、サーフィン業者に対して、国・県とは別にそういう業者に、他県からの、要は都心からの来客がいっぱい来るので、自粛してくれという特別の自粛依頼をしたということがあるので、是非単費でやりたいというお話があったようでございます。

しかしながら、1町村だけ突出してやられるとほかの町村が困るので、ちょっと待ってもらえないかというようなお話があったようなことは聞きました。

それを受けまして、全体として、でもあまりにもひど過ぎる、窮状に目に余るものがあるという中で、町村会を開きました。

そういった中で、今、各町村がそれぞれ考えていることを出してもらいたいという中から出まして、町村によって多少額の変動はあるけれども、おおむねの町村が、最終的にはその時点では、長南町あるいは白子町はまだ決定していない。他については決定して、例えば子供ですと1人1万円だとか、事業所については1件10万円だとかというお話が出て参りましたが、その時点では長南と白子は、今のところまだ検討はしているけれども決まっていないということでした。

しかしながら、皆さんがそのような意向であれば、そういう意向に合わせて、額は別として、合わせていきたいというお話の中で進んでいる。

そういった意味で、こういう支援をするということについては、町村会では、茂原市はもう事前に、茂原市長さん、選挙中でありましたけれども、そういうコメントを出していたようですので、入れておりましたので、いずれそのような形で、町村会としては、額の統一はありませんけれども、やる方向で進むということでお話ありました。

それから、歳費でございます。またこれについては、新聞紙上あるいはまたニュース等で、大分どここの市町村、国の国会議員については、一律2割でしたっけ、ということが出ているということで、私自身は、内心検討いたしましたけれども、ただ、今たまたまこれから任期が間近になるということで、7月になると選挙戦がある。そういった中で、人気取りのためにやるのはいかがかなという、私、個人的には思っておりました。

この全協を開くに当たって、議長さんに相談をかけさせていただきました。そのときに、議長さんとも話の中で、こういう話が出るかもしれないねというお話をいただきました。私は、先程言ったように、私から特別職の歳費をという話をすると、選挙に影響が出るといけないので、そういうパフォーマンスは、特別職だけという形は避けたい。議会のほうからそういうお話があれば、特別職も合わせましょうというお話をさせていただきましたけれども、議長さんも、もしかすると議会から出るかもしれないので、町長、そのときは合わせるんだねというお話をしておりましたけれども、そこと逆の話になっちゃって申し訳ないのですが、ということで、今回は、私とすれば、議会のほうでそういう意思表示があれば、合わせたいというふうに思っておりましたが、今回は、先程言ったような理由で、特にそういう提案はしなかったというところでございます。

以上です。

○議長（今関澄男君） 中村議員。

○11番（中村 勇君） 町村会ですけれども、今、町長おっしゃったように、色々な議論が出たと思います。

その中で私が感じるのは、10万円という線が結構多いのかなというような気がいたしている中で、睦沢だけが突出して30万円という形が出てきたということは、すごく気になってたんですよ。それについては、それぞれの町の事情もあるので、それは一概には何とも言えないとは思いますが、ちょっと突出しているのかなというような気がいたしたから聞いたわけであって、出来たら一律本当は一番合うのがいいのかなというふうな気もいたして

おりました。そこら辺については、町村会でもまた話があるでしょうけれども、睦沢町が30万円になったということについては、町長から、やはり町村会でも、もうちょっと話をしてもらったほうがいいのかなというふうな気がいたしておりました。

ちょっと触れました業種の件ですけれども、これは、このままさっき私、ほかの人も言っていましたけれども、専決でもいいではないかという話も出ましたけれども、専決でやると、業種が、こんなことはないと思いますけれども、町長も良識ある人間ですから、そんなことはないと思いますが、何でも構わなく広げちゃう可能性もあるので、そこら辺についてはやっぱり事前にお話をさせていただくのが一番いいのかなというふうな気がいたしました。

それから、歳費の問題ですけれども、町長、人気取りという今、話が出ましたが、決してそういうことは、私はないと思います。町長の気持ちさえあれば、そんな人気取りではないんですよね。せっぱ詰まったこの緊張感の中で、町長から、そういったことを、手を挙げて言っていて、そうすれば私たちは、私たちと言っていいかどうか分かりませんが、私自身は議員として歳費の一部を協力するという気持ちも重々ございますので、是非町長からその発言をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 睦沢町は対象者数が、担当課長から30弱というお話をさせていただきました。これはほかの町村から見ると非常に少ないんです。ということは、こういう業種を行っている方が少ない。例えばその業種の一つでも欠けることになると、町民に対する影響が非常に大きいんです。

ということは、いっぱい業種がある中で一つだけやめてしまったというのと、睦沢町でこの業者さんがやめたということになると、町民に対する影響が非常に大きいという判断をさせていただきました。ということで、ほかの町村とは少し中身が違うなど。ですから、一つでも欠けると、住民に非常に大きな影響が出るという判断をさせてもらって、このような金額設定をさせていただきました。

これについては当然、町村会の皆さんには、睦沢はこういう形でいきたいと。やはり隣、一宮とか色々聞いてもやっぱり数が全然違うんです、1桁違う。30でなくて何百ってなっちゃうんですね。

そのようなことで、睦沢町にとっては、たった一つでも欠けると、町民に重大な影響があるという判断をさせていただきました。

また、歳費については、議員のお気持ちはよく分かりました。また今後とも、よく検討してみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今関澄男君） 中村議員。

○11番（中村 勇君） いずれにいたしましても、この議案は、私自身は賛成をさせていただきたいと思っておりますけれども、その中で、一刻でも早く、スピーディーに事を進めていただくことをお願いいたします。

以上です。答弁要りません。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

丸山議員。

○4番（丸山克雄君） 今回、補正の子育て世代の補助金ということで関連なんですけど、先程教育長の方のご挨拶の中に、家庭保育を要請されたと。対象160名中100名ぐらいというふうに伺いましたが、保護者のほうで、仕事を休むなり調整して、働く時間を減らすとか、休むとかということでやった場合、一応、厚生労働省の方の関係に申請すれば、関係機関に申請すれば、それなりの手当が出るということもありますが、この辺の関係で、例えば家庭保育を要請したという証明書みたいなものを発行したりとか、あるいはそういったことをやったケースはありますか。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 現時点ではございません。証明書発行の要請はございません。

○議長（今関澄男君） 丸山議員。

○4番（丸山克雄君） そうしますと、100名を選んだということは、その家庭の実情、話し合いしながら、あなたのところというふうにやったということですか。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 私どもは、厚生労働省等の要請に沿って、いわゆる医療従事者であるとか、それから、運搬関係とか、そういう業種の方を対象にいたしましたけれども、考えておりますけれども、全ては保護者の方々の判断に任せておりました。ですから、この方、この方ということは、お話ししてございません。全て保護者の方々の判断で、休業要請をいたしました。

○議長（今関澄男君） 丸山議員。

○4番（丸山克雄君） そうしますと、あくまでも希望者というくくりでやったら、この100人になったということのような解釈でいいのですか。



○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） ご理解いただいた方ということで、了解しております。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

島貫議員。

○1番（島貫 孝君） 子供への給付金の3万円についてですが、その中で、多分、子供たちが、参考書を買ったりとか、ネット環境で勉強出来るようなものを整えたりとかあると思うんですけども、町として、オンラインで授業をやったりとか、ネットを通してでも先生と会話が出来たりとか、一方的な動画配信でもいいと思うんですけども、そういうのをやる予定はありますか。

もう1点、事業者への給付金のほうですが、1円でも、昨年と比べて少なくなったところに30万円、上限30万円。損失補填ではいけなかったのですか。お願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 私のほうから感染症拡大防止支援給付金のほう、後のほうについてお答えいたします。

これ、実は、地方創生緊急の支援金で、これに充てる事が出来ます。出来るというのは、減収の補填ですと出来ないんです、という国の要綱になっています。ということで、減収の要綱ではなくて、協力をしてくれたところについての支援金という形にさせてもらっております。

以上です。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） オンラインとの関係でございますけれども、次の議会で、皆様方にご検討いただきたいと思って考えているところでございます。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

島貫議員。

○1番（島貫 孝君） 今の時点でオンライン、今、次の議会でという話ですが、オンライン環境、ネット環境、Wi-Fi環境ですね、家庭にある家庭とない家庭と、もちろんあると思うんですが、その調査とか進んでいますか。

○議長（今関澄男君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） アンケートの実施をしたいと考えております。もう学校には依頼をしております。

○議長（今関澄男君） よろしいですか。

他に。

田中議員。

○9番（田中憲一君） 先程来ちょっとありますけれども、支援金を業者に出すことはとてもいいことだと思っておりますし、是非やっていただきたいと思っております。そこを前提に、今、協力という縛りがありましたけれども、協力をされた方に30万円ということの話があったように思いますが、この30社、想定している30社は、全て協力になるのでしょうか。

例えば、学校に食材を納めている方は、学校が休校になるがゆえに納入をすることが出来ない。それは、自らの協力ではなくて、学校が休業によることの影響を受けて、納入が出来ない。その協力と、影響によりの部分を明確にしないと、例えば、工業、農業の方で、工場での密を防ぐために生産量を減産しなければいけない、減収もそこには影響として含まれてきます。

先程7号の町長が認める業種というところで、想定をしていないと言われましたが、私の考え方で言えば、学校が休校によることによって納品が出来ない減収と、密を防ぐために現場を、生産量を下げるのが、同じになるんだと思うんですけれども、この30社の、30事業者の今、想定されているところの名前は挙げていただけますでしょうか。

それと30万円の、改めて根拠は教えていただけますでしょうか。

それと、町単費でこの施策に投入すると言っていたその原資はどこから来るのか。

三つ改めてお聞きします。お願いします。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、休業要請感染症防止対策及び自粛要請により、ということで、ここで、給食の納入業者については、給食自体は町がやっているんです。町が納入業者を選んで、町内業者を中心にお願いしているわけですが、町が直接関わっているものについて、町の単独で支援金を交付しようという考えの下で行っております。

ということで、それ以外につきましては、経産省だとか、国だとか、県だとか、色々な制度がございますので、それらについては、窓口は産業振興課がしまして、その申請のお手伝いをしながらやっていただく。また今後、非常に深刻な事態だということが見られるようであれば、また今後検討したいと思っておりますが、今回は、取りあえず直接国だとか県だとかの自粛要請、あるいは、町が直接納入業者に納入しないでくれ、給食やらないから納入はストッ

プだと言ったところだけに限定をさせていただきたいというふうに、ということで、その分について町単費で行いたい。

これの原資でございますが、通常であれば一般財源ですが、国が、地方創生臨時交付金制度をつくりました。それがこれに充てられるということになりましたので、今回はこれを充てていきたい。

ですから、先程ありましたように、休業のための補填であるとこれに該当しない、臨時交付金については、それは駄目だということなので、そうではなくて、支援金だという形で進んでいるということでございます。

あと、業者を公表しろということでございますが、個人の守秘義務等にも当たるといいますので、個人名については控えさせていただきたいなというふうに思いますが、いずれにしても、ここに掲げた六つの、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、スナックと、町内の学校等に食材を納入する小売店ということでもありますので、こういう元の資料は、商工会さん等から頂いておりますので、そこら辺から類推すると、大体分かるのかなというふうに思いますが、町から個人名を公表することは避けたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 根拠は。

市原町長。

○町長（市原 武君） すみません。取りあえずまだ国の交付金が来ておりませんので、いったんは財調を取り崩して行います。後に交付金が来た後に振替をさせていただく、またこれについては、補正予算を組ませていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

ただ、最終的には、町の生財源ではなくて、国からの交付金を充てたい。いったんは、財調を使わせていただきたいということでございます。

○議長（今関澄男君） 30万円の根拠について、答えましたか。

市原町長。

○町長（市原 武君） 失礼しました。30万円の根拠ということでございますが、先程言いましたように、睦沢町では、飲食店について、特に近隣町村と比べると極端に数が少ないわけです。特に上市場の商店街を見ても分かるように、もう10店舗以上が、お店を、ここ10年ちょっとでやめております。ということで、ほかの町村よりも、1店舗でも少なくなると、非常に町民に対する、生活に対する影響は大きい。今、車社会ですので、土日になると茂原周

辺に買物に行くというのは、大多数あるかと思いますが、それにしても、歩いて買物に行くという方はまだまだいっぱいおります。

そのようなことで、上市場にも、近くで買物が出来る業者をとということで、コンビニをつくって欲しいという要望もございました。ということでやっと出来たお店もあるということから、睦沢町では、ほかの町村よりも、1店舗でも減ることは非常に影響が大き過ぎるということから、そういうことがないように、町でもそういうことがないように少しでも、これがあるから全部オーケーだということにはならないというふうには思いますが、少しでも役に立って、町民に影響は出ないように考えたいというようなことから、30万円という形にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（今関澄男君） 田中議員。

○9番（田中憲一君） その30万円の少しでも多く出してあげたいというのは、賛同するところであります。今、大事な町を支えてくれる飲食店であるという話も分かりますが、例えば、コロナの不要不急な外出を住民として求められて、文房具屋さんに行きに行くこと、洋服屋さんに行きに行くことが自粛をされて、その影響で、前年度よりも売上げが下がった業者は、ここには該当しないのでしょうか。

小さい町だから、今、営業してもらっている飲食店、雑貨店、もろもろ大事にしていく。だからこそ、給付の額も増やしますは分かるんですけども、先程、町長が必要と認める業種の中に、他には何も想定、今していないという言葉があったんですけども、洋服屋さんだってお客さんが減っているだろうし、文房具屋さんだっただけ減っているだろうし、これから質疑をしようと思っていましたけれども、工業系の方もゴールデンウィークが明けてから、仕事が減っている事業所もありますし、そこら辺のフォローをどう考えているのか。改めてお聞きをしたいのが一つと、それからあと出口の部分で、今の給付は分かりますけれども、1か月後、2か月後に、経済を活性化していかなければいけないための町の取組が見られません。それこそ専決で、例えば、かかれるぐらいに予備費という形で、この予算の中に本来であれば、その部分も見越すべきではないのかなと思うんですけども、その2点をお聞かせください。

○議長（今関澄男君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 他の業種はということでございますけれども、先程申し上げましたように、これが第1次ということで、当然、第2次、第3次ということで、事態の状況により

ましては、当然考えざるを得ないというふうに想定しております。

まずは、休業要請あるいは自粛要請、町からの直接のお断りというようなことが、第一義的に考えていきたいということとさせていただきます。

また、こういう形で、全員協議会とか、またその状況によりまして、議長さんをお願いしながら進めて参りたいというふうに思いますが、そういったときに、当然、この飲食店だけではなくて、今お話があったように、波及しているところがいっぱいあります。ということで、今時点は、まず、国・県の資金をお願いしたいというお話をしておりますが、これが大変深刻だというようなことであれば、先程来から申し上げているとおり、2次あるいは3次という形で、対応していければなというふうに思っているところでございます。

先程もお話がありましたように、専決で町長が勝手にどんどん広げてやってしまうというのはいかがなものかというお話もございました。ということで、そこら辺については、他の業種については、今回は全く考えておりません。しかしながら、次という形で考えていかざるを得ないのかなど。だんだん長期になればなるほど、これが広がっていきます。今、議員がおっしゃられたように、飲食店だけではなくて、工業者、あるいは自営業者、かなり影響が出ているものと思われまます。これからどんどんそれが広がっていく可能性がありますので、当然また次の対策も考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、なるべく専決ではなくて、事前に皆さんにご相談しながら、次の対策も進めて参りたいなというふうに思っておるところでございます。

そのようなことで、深刻になる前に、倒産してからお金を配っても、倒産は元に戻りません。その前に対処するという考え方の中で対処していきたい。今回も、最初の議員からありましたように、少し対応が遅かったのではないかとございますので、そこら辺十分反省をさせていただいて、次はもっと早めに対応出来るようにして参りたいと思っておりますので、また議長さんともよく相談をしますが、そこら辺のところの見極めを早めに行っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくまたご指導お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（今関澄男君） 田中議員、よろしいですか。

○9番（田中憲一君） はい。

○議長（今関澄男君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（今関澄男君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今関澄男君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 令和2年度睦沢町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今関澄男君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（今関澄男君） 以上で本日の日程は終了しました。

これをもちまして、会議を閉じます。

令和2年第2回睦沢町議会臨時会を閉会します。

皆さん、どうもご苦勞さまでした。

（午前10時22分）